

一般社団法人 日本授業UD学会  
「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」  
資格認定規程

制定：2023年3月31日

## 第1章 通則

第1条 一般社団法人 日本授業UD学会定款に基づき、本学会が認定する「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格認定について本規程を定める。

## 第2章 資格認定

第2条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格認定を希望する者は、本学会の行う審査を受けなければならない。

第3条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格認定は認定委員会が行う審査に基づいて理事長が行う。

第4条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格を取得するためには、本学会が実施する授業UDカレッジを受講し、「授業UD教育士養成カリキュラム」に定める所定の講座の修了認定を受けたのち、資格認定の最終試験に合格し、審査を受けなければならない。

第5条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」資格認定を申請する者は、審査料等を添えて申請しなければならない。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の審査料は、10,000円及び手数料とする。

第6条 資格認定審査に合格した者は、所定の期日までに所定の書類（附則2）を本学会事務局に郵送するとともに登録料を納入し、資格の登録手続きを済ませなければならない。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の登録料は、20,000（5年間分）円及び手数料とする。

3 別教科領域の「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の登録料は、登録料20,000円（5年間分）及び手数料とする。

第7条 資格認定審査に合格し所定の手続きを完了した者は、本学会の登録原簿に登録され、「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格認定証の交付を受けることができる。

2 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格認定の更新に当たっては、交付日より起算して5年後に本学会が定める「『授業UD教育士』及び『授業UD支援士』資格更新規程」における条件を充足し、再審査を受けなければならない。

第8条 資格登録者がその行為により本協会が定める倫理規程に抵触した場合には、倫理委員会の勧告に基づき登録を一定期間停止または抹消することができる。

### 第 3 章 資格認定審査

第 9 条 本資格の認定審査は、「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」として必要な知識及び技能について実施する。

第 10 条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」資格認定審査は、原則として最終試験及び書類審査により年 1 回これを行う。

第 11 条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格認定に当たっては、次のすべての条件を満たさなければならない。

- 1 資格申請時に、一般社団法人日本授業UD学会の正会員であること。なお、一般社団法人日本授業UD学会を退会すると、同時に「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格は失われる。
- 2 資格申請時に、資格申請に必要な講座の修了認定を受けていること。
- 3 「授業UD教育士」は、主として義務教育段階における各教科等の授業を担当していること、授業UDの意義、役割及び実践について解説することができること、授業UDによる学習指導案を作成し実施できること。
- 4 「授業UD支援士」は、研究者又は教育関係者等で、授業UDに関する研究業績又は教員等に対する指導・支援の実績があること、授業UDの意義、役割及び実践について解説することができること。

第 12 条 認定委員会は、資格認定申請者で、社会通念上著しい欠格があると認めた場合は、審査を拒否することができる。

### 第 4 章 業 務

第 13 条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、授業UDに関する研修、研究及び実践によって得た知識・技能を活用して、教員又はその他教育関係者等に対する支援、及び地域社会に対する授業UDに関する啓発活動などの業務を行う。

第 14 条 「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」は、本学会が定める倫理規程を遵守しなければならない。

### 第 5 章 改 定

第 15 条 本規程の改定は、理事会の議決による。

### 附 則

1 本規程は、2023 年 3 月 31 日より施行する。

2 本規程第 5 条に定める「授業UD教育士」及び「授業UD支援士」の資格申請に必要な書類は次の通りとする。

①資格認定申請書（様式 1）